



◎4月～9月末までのご利用に関して

4月より一割負担が開始されました。一割の負担金に関して、別紙をご用意しましたので、今後のご利用の参考にして下さい。負担金に関しましても、正式に厚生労働省より通知が来ましたが、3/末ということで前穂として早い段階でご提示させて頂く事ができず誠に申し訳ございませんでした。

4月からの制度変更に関しては、様々な混乱を生んでいると思います。ゲストご本人の安定した生活が脅かされる状況に甚だ遺憾です。制度というものは、ご本人の為に存在するものですが、厚生労働省の施策では、障害当事者の今までの生活を無視したものであります。

さて、ショートステイのご利用料金（実費負担分）に関しましては、3/31の親の会との会合でもお話をさせて頂いた通り、ショートステイの単価が下がった分に関しましては、前穂の経営努力で負担し、皆様に負担増はお掛けしません。

先にご案内致しました前穂基金の理念※を入れて、今回の単価減分をゲスト皆様に付加するのではなく、前穂として負担してゆきます。

※理念・・・収入の高低や障害程度で差別されるのではなく公平にサービスが使えること

前穂としては、国の施策に負けることなく、皆様のお役に立ち続けたいと願っております。より一層サービスの質を高め、ゲストの皆様に戻元する努力を怠りません。厳しい状況ではありますが、今後もお支援の程、宜しくお願い申し上げます。

尚、負担金の回収方法と致しまして

- ①ガイド・ホームヘルプサービスは翌月判子回収時
 - ②ショートステイはその都度、徴収
- 以上、宜しくお願い致します。

※前月号にて予告させて頂きました、【グループホーム】に関しては難航していますので決まり次第、報告させて頂きます。

発行元：自立センター前穂
住所 高槻市日吉台1-21-18 TEL 072-689-8600 FAX 072-689-8900